

平成29年度「空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」成果報告書

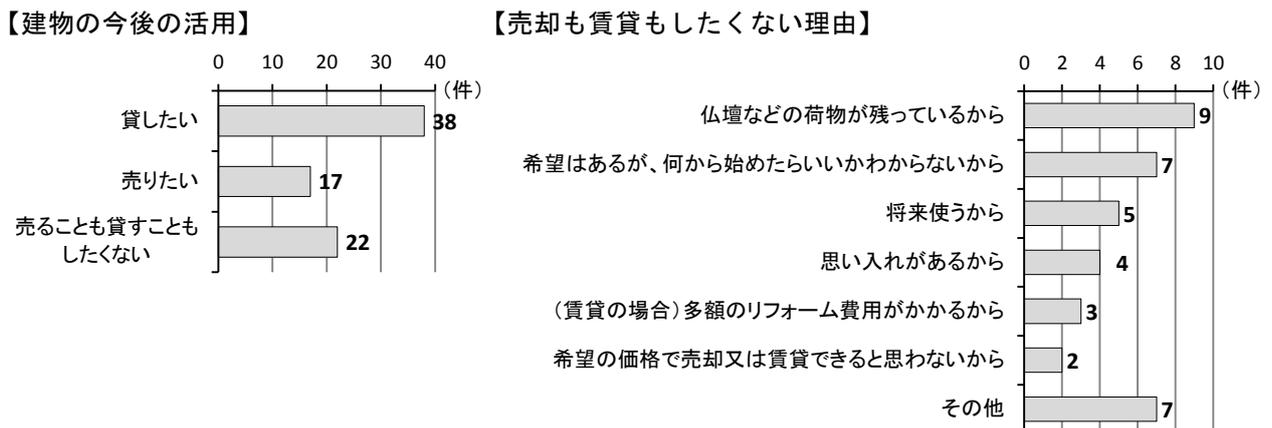
事業名称	空き家流通促進に向けた“官民連携”空き家バンク設置事業
事業主体	福岡県川崎町
連携主体	公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会 福岡県司法書士会 福岡法務局田川支局 一般財団法人 福岡県建築住宅センター 福岡県（住宅計画課）
事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の意向確認アンケートを通じて、相続登記・家財整理などの課題と対策の見える化を実施 ・町民に向けて重点的に周知すべき事項（空き家発生予防策・活用制度等）を効果的に周知するためのパンフレット作成や講習会を実施 ・建物状況調査を活用して空き家情報を可視化することにより、売り手と買い手（貸し手と借り手）が安心できる取引環境を空き家バンクを活用して整備
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家所有者向けアンケート調査票、関連資料 ・町民向けパンフレット「あなたの空き家 未来につなぎませんか？」 ・町民向け講習会「空き家活用セミナー」 ・空き家所有者情報の外部提供マニュアル ・川崎町空き家バンク
成果の公表先	川崎町のホームページで公表 (URL : https://www.town-kawasaki.com/kurashi/6226)

1. 事業の背景と目的

川崎町では、空き家バンクの設置に向けて、平成28年度に町内の空き家の現地調査や所有者への意向調査を実施した。調査結果から、空き家所有者は解決すべき問題（権利関係、残存物の整理等）の多さや、不動産市場に対する漠然とした不安から、活用に向けた決断を先送りしていることが明らかになった。また、川崎町が空き家所有者情報を外部に提供するにあたっては、不動産事業者との新たな連携構築が必要となった。

このような背景を踏まえ、本事業では、空き家所有者が抱える課題（相続登記・家財整理等）の見える化と解決すべき課題に関する情報提供を兼ねた意向確認手法の検討・試行、消費者が安心して利用できる不動産取引環境の構築を目的に、空き家所有者の意向確認・同意取得手法、町民向けの情報提供手法、不動産事業者（団体）との連携手法及び効果的な情報発信手法について検討を行った。

図1 平成28年度川崎町空き家等実態調査結果（抜粋）



2. 事業の内容

(1) 事業の概要と手順

1) 事業の概要

①意向確認・同意取得

空き家所有者が抱える課題（相続登記・家財整理等）の見える化と解決すべき課題に関する情報提供を兼ねた意向確認調査を行うことを目的に、検討会の意見等をふまえ、アンケート調査票を作成した。あわせて、空き家所有者情報を不動産事業者に提供するには空き家所有者の同意が必要となることから、同意書の作成、空き家所有者の理解を促す書類作成を行った。

また、空き家活用に向けた川崎町の取り組みを町民に広く周知し、空き家の適切な管理、住宅の継承、空き家の活用につなげるため、町民向けパンフレットの作成を行った。また、福岡県司法書士会(以下、「県司法書士会」という)、(公社)福岡県宅地建物取引業協会(以下、「県宅建協会」という)と連携して町民向け空き家活用セミナーを開催した。

②所有者情報の外部提供

所有者同意を得た情報を不動産事業者へ提供する際に、媒介契約時の重要事項説明で必要な情報のうち、町で把握している情報（都市計画、接面道路の判定状況、インフラ等）をまとめた調査報告書を作成し、これらを同意書に添えて情報提供を行った。

これら空き家所有者の意向確認・所有者情報の外部提供等について、町職員向けの「所有者情報の外部提供マニュアル」として整理し、共有を図った。

③市場における空き家流通

売り手と買い手（貸し手と借り手）が安心できる取引環境を整備するため、(一財)福岡県建築住宅センター（以下、「県センター」という。）及び県宅建協会と連携し、平成30年4月から施行される改正宅地建物取引業法に規定される建物状況調査(以下、「インスペクション」という)を活用した建物情報の可視化について検討した。

また、空き家を不動産市場で円滑に流通させるため、県宅建協会と連携して空き家情報を効率的・効果的に発信する手法について検討した。

表1 実施工程表

実施事業		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
①意向確認・同意取得	①-1 空き家所有者意向確認アンケート調査の実施								
	①-2 空き家所有者の同意取得								
	①-3 町民向けパンフレットの作成								
	①-4 町民向け空き家活用セミナーの開催								2/17 実施
②所有者情報の外部提供	②-1 町から民間事業者へ提供する調査報告書の作成								
	②-2 外部提供マニュアルの作成								
③市場における空き家流通	③-1 建物情報の可視化								
	③-2 検索機能の強化と空き家バンクの開設								
検討会、その他		採択 7/31	交付 8/28	第1回 検討会		第2回 検討会		第3回 検討会	

表2 空き家流通促進に向けた官民連携空き家バンク設置検討会 構成員

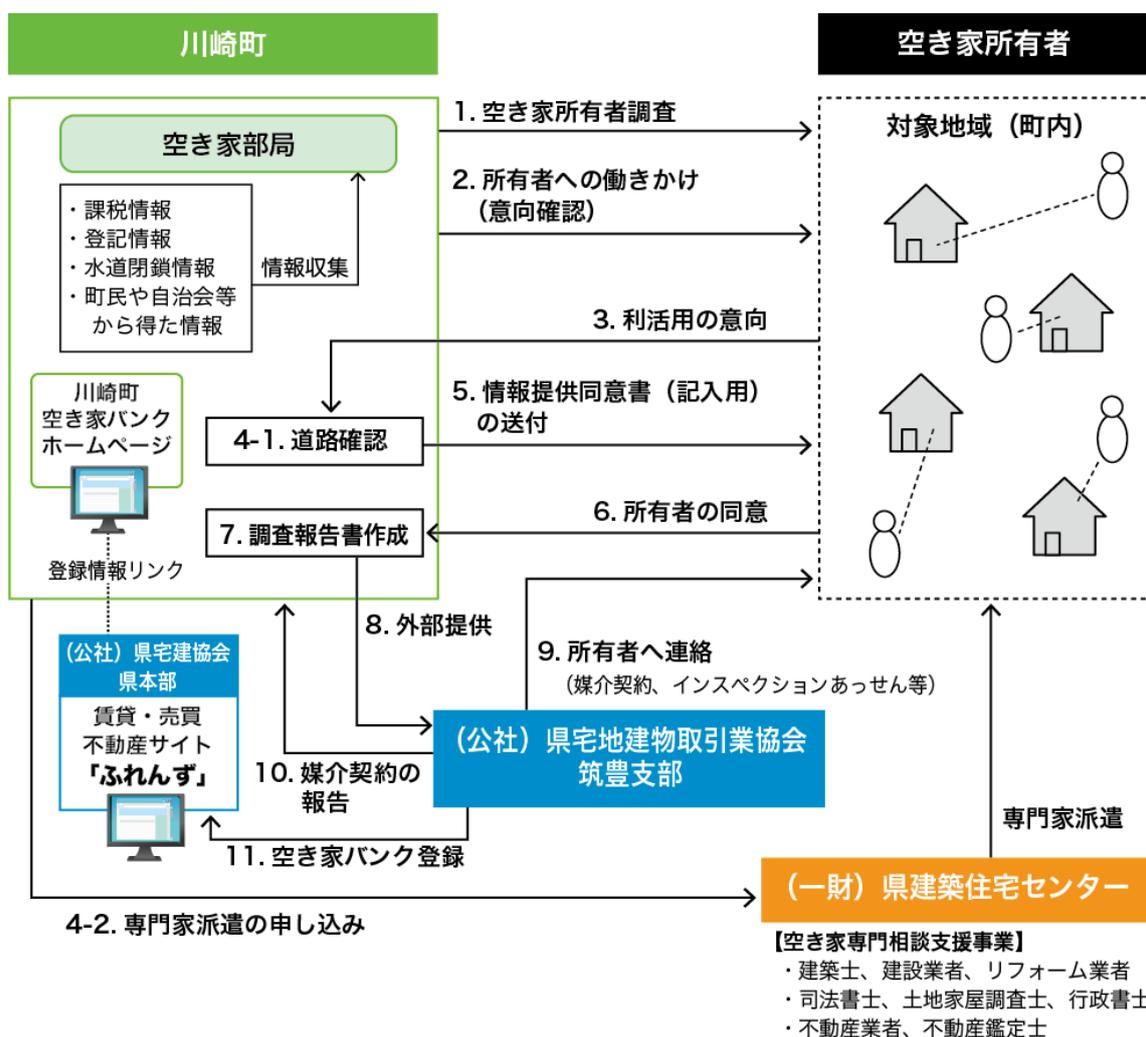
検討会 構成員			
所属	役職	所属	役職
公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会	住環境整備委員長	福岡法務局 田川支局	総括登記官
	筑豊支部長	一般財団法人 福岡県建築住宅センター	企画情報部長
	業務第三課 課長補佐		
福岡県司法書士会 空家等対策委員会	委員長	福岡県建築都市部 住宅計画課	課長技術補佐
	理事	川崎町	副町長
	筑豊地区委員		

2) 事業の手順

「①意向確認・同意取得」、「②所有者情報の外部提供」、「③市場における空き家流通」に係る事業スキームは、第1回及び第2回検討会で意見や提案を受け、下図のように設定した。

事業スキームの検討にあたり、第1回検討会の意見をふまえ、再建築が難しい物件（法道路へ無接道等）の空き家所有者への働きかけは、トラブルにつながりやすいため、空き家所有者の同意を得る前に、町で「4-1. 道路確認（建築基準法に関する道路判定状況の確認）」を行うこととした。

図2 事業スキーム



(2) 主な取組の詳細

① 意向確認・同意取得

①-1 空き家所有者意向確認アンケート調査の実施

【アンケート調査の対象】

平成 28 年に実施した「川崎町空き家実態調査」によって、空き家等と推定された 673 件うち、所有者等が特定できたものは 318 件であった。第 1 回検討会の協議をふまえ、物件の市場流通可能性を鑑み、318 件のうち建物の状態が比較的良好^{*}な 224 件を調査対象として選定した。

※平成 28 年度 川崎町空き家実態調査の結果、建物ランク A および B とされたもの

図 3 調査対象選定結果

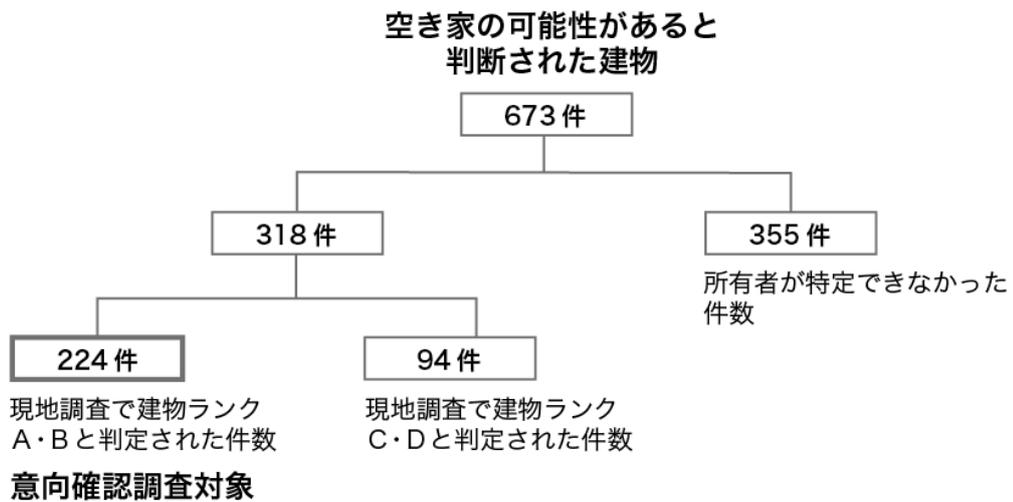


表 3 建物ランクの考え方（平成 28 年度川崎町空き家実態調査より抜粋）

建物ランク	建物の状態	評点
A	損傷等もなく、管理に特段の問題がない	0点
B	一部に損傷等がみられ、小規模な修繕が必要	1～49点
C	主体構造部以外に著しい損傷があるか、複数箇所に著しい損傷がみられ、中～大規模な修繕が必要	50～99点
D	主体構造部以外に著しい損傷があるか、複数箇所に著しい損傷がみられ、大規模な修繕や除却が必要	100点以上

表 4 送付先一覧（所有者の居住地別）

福岡県内		福岡県外	合計
川崎町内	川崎町外		
134	68	22	224

【アンケート調査票：「かがみ文書」の作成】

アンケート調査の趣旨を伝える「かがみ文書」は、一般的な調査協力依頼文章とするのではなく、イラストを用いながら、「同封のアンケートには、空き家を活かすヒントがあります！」と訴えかけることで、アンケート調査回答への誘導を図った。

また、危機感を表現するために空き家を「負動産」とすることがあるが、活用に向けた未来志向の表現が望ましいと考え、「富動産」を採用した。

図4 「かがみ文書」(左：「負動産」案 右：「富動産」案)

はじめにお読みください

本当に大丈夫ですか？

あなたの **空き家が負動産**

になってしまうかもしれません…

人が住まなくなると日々の維持管理がなくなるため、住宅は傷み、庭木は荒れ放題になります。そうすると、住宅の価値は下がる一方です。

あなたはどちらを選びますか？

思い切って賃貸・売買に出して
収入を生活費の足しに

そのままにした結果、
ボロボロな状態に…

or

どうしたらよいか、いろいろお考えのときはご連絡ください

同封のアンケートには
空き家を活かすヒントがあります！
(宅地建物取引業者の紹介もあります)

アンケート実施主体：川崎町企画情報課（電話：0947-72-3000）

はじめにお読みください

あなたの **空き家を富動産**

にしませんか？？

人が住まなくなると日々の維持管理がなくなるため、住宅は傷み、庭木は荒れ放題になります。そうすると、住宅の価値が下がってしまいます。

あなたの空き家を活用しませんか？

思い切って賃貸・売買に出して
収入を生活費の足しに

そのままにした結果、
ボロボロな状態に…

or

どうしたらよいか、いろいろお考えのときはご連絡ください

同封のアンケートには
空き家を活かすヒントがあります！
(宅地建物取引業者の紹介もあります)

アンケート実施主体：川崎町企画情報課（電話：0947-72-3000）

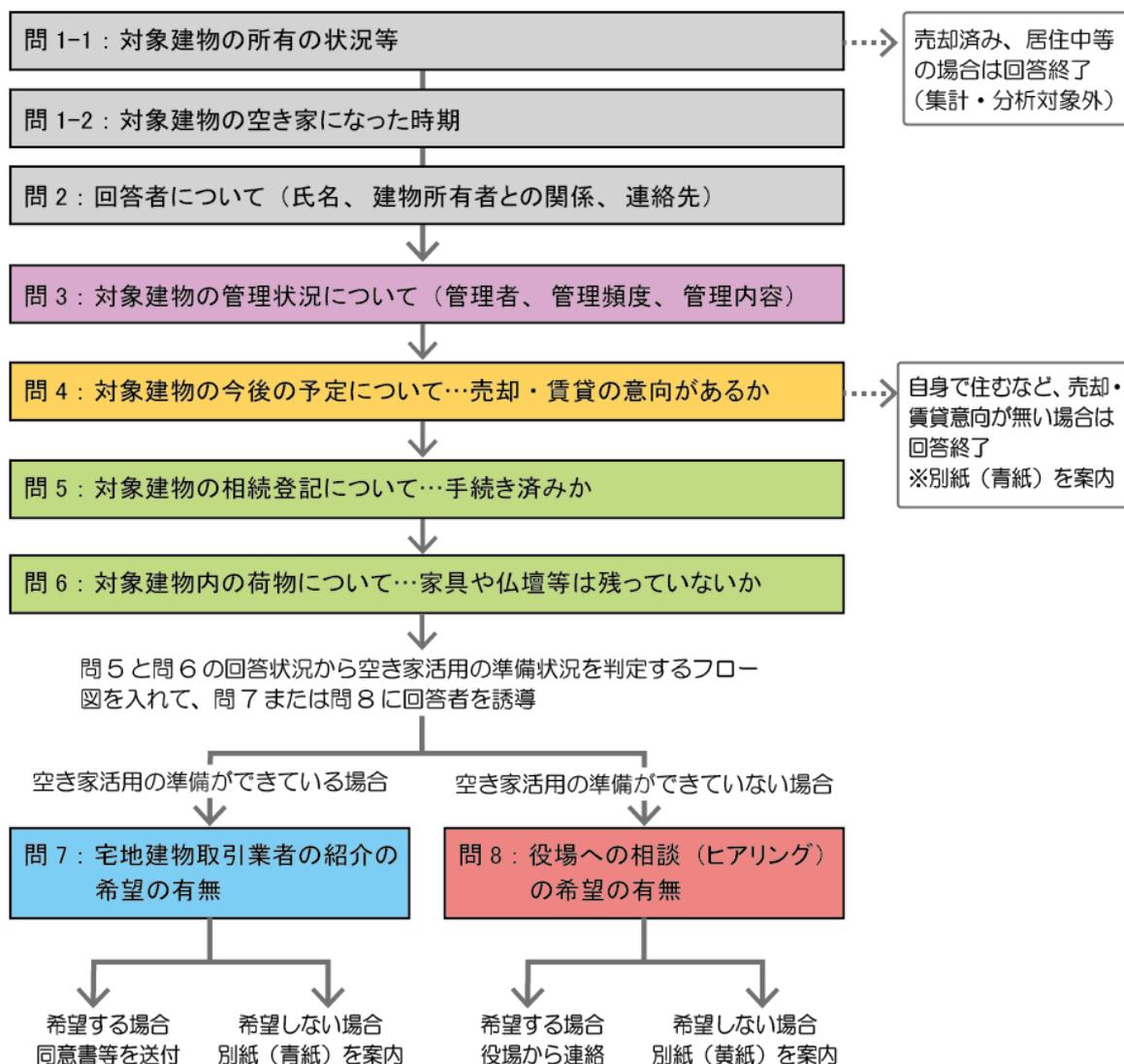
【アンケート調査票の作成】

第1回検討会の意見等をふまえ、「相続登記をしていない」、「家財処分が必要」など、活用準備が整っていない物件について、町から不動産事業者へ情報提供する前の意向確認において、所有者がこのような課題を抱えていないか事前確認を行うこととした。

第2回検討会では、意向確認アンケートの内容について協議し、「問5（相続登記の状況）」、「問6（家財整理の状況）」の設問を導入し、回答フローの中で、空き家活用の準備が整っている所有者と、活用に向けたフォローが必要な所有者を区分するとともに、準備状況に応じた対応を「問7（宅地建物取引業者の紹介希望）」、「問8（役場への相談（ヒアリング）希望）」で行うことができるようにした。（図5参照）

さらに、空き家活用に向けた準備状況や課題について、回答者自身が把握できるように、フローチャート式の自己チェックを導入し、診断結果が得られるようにした。（図9参照）

図5 調査票の構成



【アンケート調査票別紙（黄紙・青紙）の作成】

アンケート調査票の返送後も、空き家所有者の手元に情報を残せるように、アンケート調査票の「別紙（黄紙・青紙）」を作成した。

別紙（黄紙）は、「問 5（相続登記の状況）」、「問 6（家財整理の状況）」の回答状況において、空き家活用に向けた準備が整っていない空き家所有者に対する情報提供を目的として作成した。記載内容については、第 2 回検討会の意見をふまえ、「相続登記の確認・手続きの必要性」を記載することや、空き家所有者自身で相続登記の手続きが難しい場合等に対応するため、県司法書士会の相談窓口の連絡先を記載する等の工夫を行った。また、空き家所有者が『荷物の整理が大変』であることを賃貸・売却したくない理由として挙げられることをふまえ、「家財処分の方法」を記載し情報提供を行った。（図 10 参照）

別紙（青紙）は、空き家の定期的な維持管理方法を周知することを目的として作成した。記載内容については、県宅建協会と個別に協議を行い、「点検・手入れ箇所」等に関する情報提供をまとめた。（図 11 参照）

【アンケート調査の実施結果】

調査票の送付は 224 件で、宛先不明等による返送は 47 件、回収は 79 件であった。また、問 1-1 で指定した建物について、「すでに譲渡・売却した（予定である）」または「ここあたりが無い」、「本人等が居住中」等と回答した者（合計 33 件）については、集計・分析対象外とした。

集計・分析対象の 46 件のうち、「売買・賃貸の意向あり」（問 4）は 29 件で、うち相続登記（問 5）及び家財整理（問 6）の「活用準備ができていない」は 5 件、うち賃貸・売却について「宅地建物取引業者の紹介を希望する」は 3 件であった。

図 6 意向確認状況

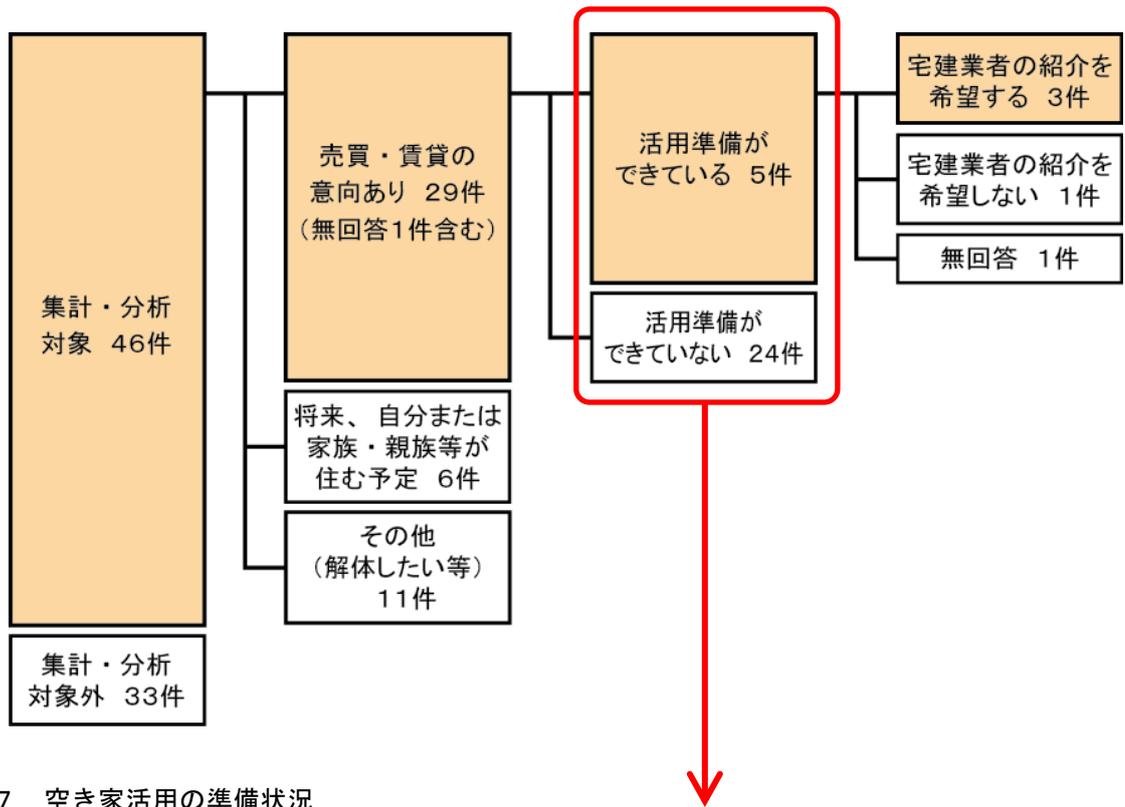
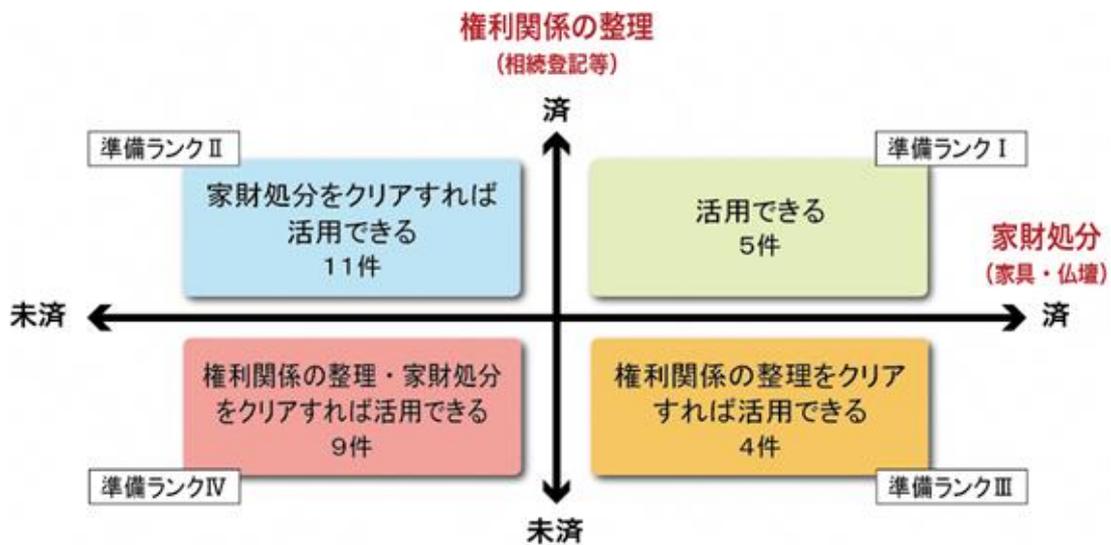


図 7 空き家活用の準備状況



①-2 空き家所有者の同意取得

【宅地建物取引業者紹介制度】

空き家所有者が安心して制度を利用してもらえるよう、申し込みの流れや紹介制度利用にあたっての注意事項等を記した「宅地建物取引業者紹介制度」のチラシを作成した。

また、空き家の円滑な流通を図るため、賃貸・売買に関する媒介契約を結んだ場合は「川崎町空き家バンク」ホームページとリンクを貼る県宅建協会の賃貸・売買不動産情報サイト（以下、「ふれんず」という。）へ物件登録を行うことを条件とした。同様に、紹介制度を利用して売買に関する媒介契約をする場合はインスペクション実施を条件とした。

第2回検討会の協議をふまえ、一般の人に分かるように『県宅建協会』の概要説明を記載することや、すでに他の業者と媒介契約を締結している物件は対象とならないこと、必ず賃貸・売買できるとは限らないこと等について、注意事項を記載するなど、工夫を行った。（図 12 参照）

【空き家活用に関する情報提供同意書】

所有者の記入負担軽減のため、「空き家の概要（所在地、建物概要）」の欄については、事前に町で保有している情報を記載したうえで送付し、空き家所有者には朱書き修正してもらうようにするよう工夫した。（図 13 参照）

【同意取得の結果】

アンケート調査（問7）で「不動産事業者の紹介を希望する」と回答した3件のうち、道路確認の結果が良好であった2件に対して「宅地建物取引業者紹介制度」チラシと「空き家活用に関する情報提供同意書」を送付し、2件から同意を取得した。

①-3 町民向けパンフレットの作成

空き家の発生の多くが相続時に発生していることを踏まえると、空き家所有者のみならず、町民全体への意識啓発が必要であるため、町民に対して重点的に周知すべき事項（空き家を放置することのリスクや、相続における生前対策、相続登記の促進、家財の整理、管理・活用方法等）を効果的に周知する町民向けパンフレットを作成した。（図 14 参照）

タイトル『あなたの空き家 未来につなぎませんか？』

【内容】

- ・ 空き家になる理由
- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法について
- ・ 空き家をしっかり引き継ぎましょう（相続登記、家族信託、成年後見制度等）
- ・ 空き家を適切に管理しましょう
- ・ 空き家の活用について検討しましょう（宅地建物取引業者紹介制度、家財整理、川崎町空き家バンクの紹介、インスペクションの紹介）
- ・ 空き家対策Q&A
- ・ 空き家対策に関する各種相談先

①-4 町民向け空き家活用セミナーの開催

空き家活用に向けた町民の意識啓発の一環として、平成30年2月17日に空き家活用セミナーを開催し、19人の町民が参加した。(図16、図17、写真1参照)

第1部の講演会では、県司法書士会の協力のもと、相続、成年後見制度、家族信託等、空き家にしないための予防策に関する講義を行った。

第2部の制度紹介では、町と県宅建協会が連携して実施する「宅地建物取引業者紹介制度」について、紹介を行った。あわせて、インスペクションに関する情報提供も行った。

第3部は、個別相談会とし、参加者にとって有意義なセミナーとなるよう企画した。

空き家活用セミナーの構成

第1部	講演会「空き家にしない！家の相続～自宅の相続について考えてみよう～」	福岡県司法書士会
第2部	「宅地建物取引業者紹介制度について」	川崎町企画情報課
第3部	「空き家に関する困りごと個別相談会」	福岡県司法書士会

②所有者情報の外部提供

②-1 町から不動産事業者に提供する調査報告書の作成

町から県宅建協会へ所有者情報を提供する際、同意書に加えて、媒介契約時の重要事項説明で必要な情報のうち、町で把握している情報をまとめた「調査報告書」を添えることとした。調査報告書の内容については、県宅建協会や県司法書士会から個別に意見をいただき、建物登記の有無に関する情報の掲載や、接面道路の判定状況に関して宅地建物取引業者が使用する重要事項説明書の様式の一部を取り入れる等の反映を行った。(図18参照)

調査報告書の内容

- ・都市計画に関する情報（都市計画区域、用途地域、土砂災害特別警戒区域 等）
- ・建物登記の有無に関する情報提供（登記済み・未登記）
- ・道路判定状況に関する情報提供（方位、公道/私道の別、路線名、幅員、道路判定の状況）※道路判定が「未判定」の場合は、詳細は特定行政庁に問い合わせるよう注意書きを添える
- ・インフラに関する情報提供（上水道、下水道）

②-2 外部提供マニュアルの作成

空き家所有者への対応や所有者情報の外部提供等について、町職員向けの「所有者情報の外部提供マニュアル」として整理し、共有を図った。(図19参照)

外部提供マニュアルの構成

- ・所有者情報の外部提供に係る実施体制（川崎町における実施スキーム）
- ・空き家所有者への意向確認（対象設定、調査票の作成、調査結果の整理）
- ・所有者情報の外部提供に関する同意取得（同意取得、調査報告書の作成）
- ・所有者情報の外部提供（宅地建物取引業者の選定、同意書等の送付、媒介契約）
- ・空き家情報の可視化と発信（「ふれんず」との連携、川崎町空き家バンクホームページにおける情報発信）

③市場における空き家流通

③-1 建物情報の可視化

空き家の購入希望者は売買される住宅の品質や性能などに不安を抱いていることから、紹介制度を利用して売買に関する媒介契約をする場合はインスペクション実施を条件とした。

そのため、県宅建協会と連携し、媒介業者は媒介契約に先立ち、空き家所有者に対して改正宅地建物取引業法（平成 30 年 4 月 1 日施行）第 34 条の 2 第 1 項の規定に基づくインスペクションに関する斡旋を行う仕組みとした。

また、売り主と買い主の双方が安心して取引できるよう、インスペクションの結果は物件情報として公開することとした。（図 20 参照）

③-2 検索機能の強化と空き家バンクの開設

空き家利用希望者が物件を効率的かつ効果的に検索できる機能として、町役場ホームページによる物件検索機能だけでは不十分であることから、県宅建協会と連携し、「ふれんず」と町役場ホームページを相互リンクさせた「空き家バンク」を構築し、検索機能の強化を図った。（図 21 参照）

(3) 成果

① 意向確認・同意取得

①-1 空き家所有者意向確認アンケート調査の実施

アンケートに同封する「かがみ文書」は、一般的な調査協力依頼文書とするのではなく、アンケートに回答することで所有者が得られるメリットが伝わるよう工夫した。

図8 空き家所有者意向確認アンケートの「かがみ文書」

はじめにお読みください

あなたの
空き家を富動産
にしませんか??

人が住まなくなると日々の維持管理がなくなるため、住宅は傷み、庭木は荒れ放題になります。そうすると、住宅の価値が下がってしまいます。

あなたの空き家を活用しませんか？

思い切って賃貸・売買に出して
収入を生活費の足しに

そのままにした結果、
ボロボロな状態に…



or



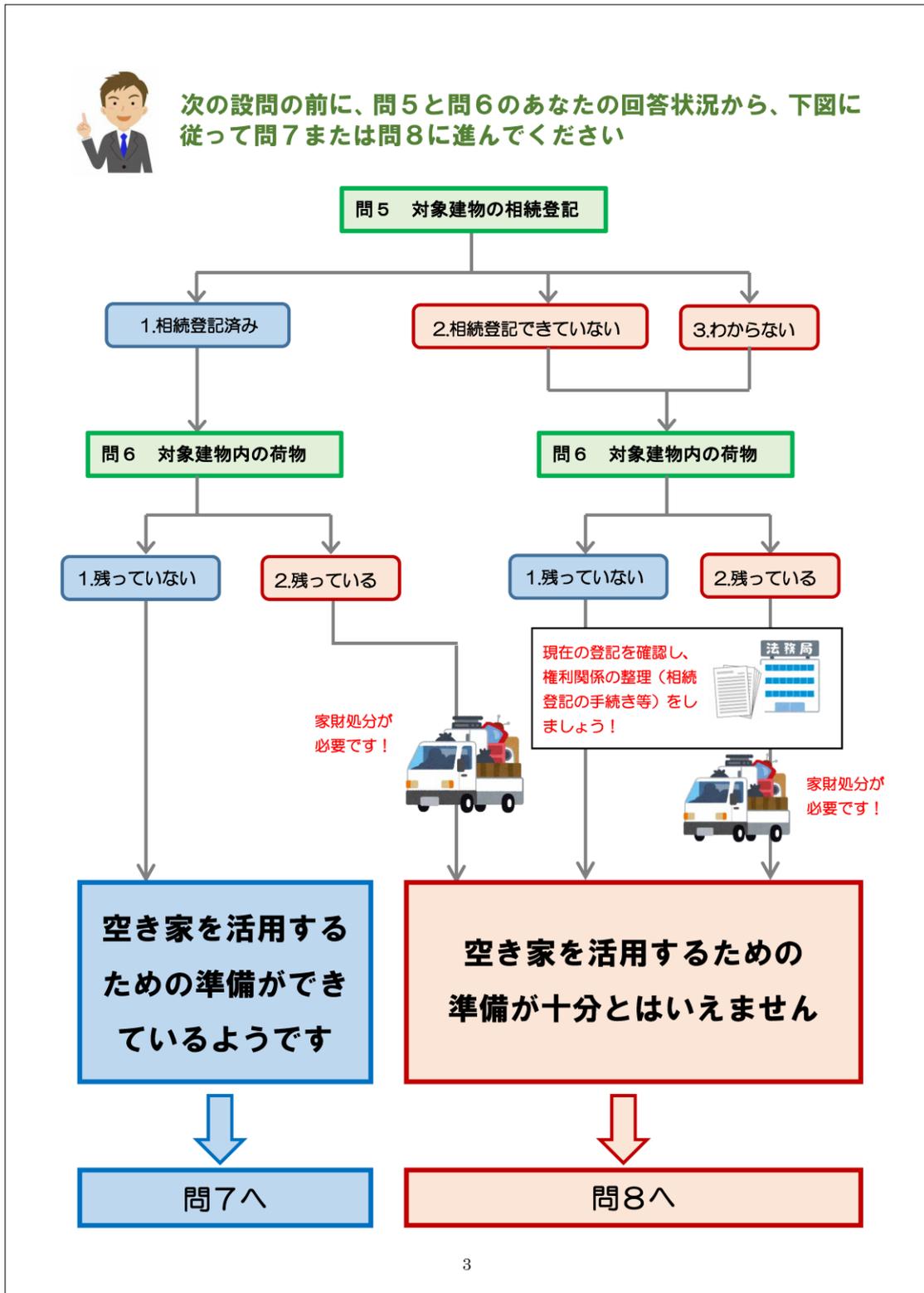
どうしたらよいか、いろいろお考えのときはご連絡ください

**同封のアンケートには
空き家を活かすヒントがあります！**
(宅地建物取引業者の紹介もあります)

アンケート実施主体：川崎町企画情報課（電話：0947-72-3000）

アンケート調査票の設問・選択肢については、アンケートの回答を進めることで「空き家活用」に向けた課題を自身で把握でき、また、「空き家活用」の準備ができていない回答者に対しては「宅建業者の紹介」、「空き家活用」の準備ができていない回答者に対しては「役場への相談」の意向を確認するなど、空き家活用に向けたアクションを継続させる構成とした。

図9 フローチャートを取り入れたアンケート調査票（一部抜粋）



アンケートに回答しながら、「空き家の管理が十分でない」「相続登記ができていない」「家財道具が残っている」といった、「空き家活用」に向けた課題が明らかになった回答者がその場で適切な情報が得られるよう、それらへの対応のヒントとなる情報を別紙（黄紙・青紙）として作成し、アンケート調査票と一緒に送付した。

図 10 アンケート別紙（黄紙）…相続登記及び家財整理に関する情報提供

アンケート別紙（黄紙）

空き家

そのままにしていませんか？

問5 回答番号2（相続登記の手続きをしておらず、故人等の名義のまま）の方へ
回答番号3（わからない）の方へ



現在の登記を確認しましょう！

相続登記（注）がされず、前所有者（故人等）の名義のままになっていることが多々あります。まず、福岡法務局田川支局で、現在の登記がきちんと現所有者になっているかを確認し、将来のトラブルを防ぐためにも、きちんと登記を済ませておきましょう！

注：相続登記とは、相続を原因とする不動産所有権の移転登記のことです




福岡法務局田川支局

〒825-0013
田川市中央町4番20号
電話：0947(44)1426

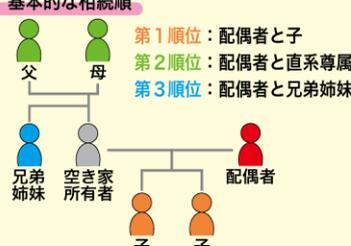
登記事項証明書の取得や
登記に関する問合せ
電話：0947(44)1431



相続登記がされていないと、「売却」できません！
相続登記を済ませ、空き家が老朽化する前に早めに売却等の活用をしましょう！

基本的な相続の順番は、右図のようになります。
配偶者は必ず相続人となり、子（子が既に亡くなっている場合には、孫）が第1順位の相続人となります。第1順位の人がない場合は、第2順位の人相続人となります。

基本的な相続順



第1順位：配偶者と子
第2順位：配偶者と直系尊属
第3順位：配偶者と兄弟姉妹

ご自身で相続登記の手続きが難しい場合は、司法書士会へご相談ください

福岡県司法書士会

空き家専門相談窓口

平日 10:00～16:00
電話：092(722)4131

問6 回答番号2（家具・仏壇等が残っている）の方へ



「売却」「賃貸」に出す場合、残された荷物（家具・仏壇等）の片付けが必要です！

空き家に家財や仏壇等が残されたままでは、「売却」「賃貸」できません。残されたものの種類に応じて、以下の方法を参考にしながら早めに片付けをしましょう！




家財の整理

①写真等
・DVDに残すなど、容量を小さくして保存

②リサイクルできるもの
・業者に引き取りを依頼

③捨てるもの
・清掃センターに持ち込んで処分

仏壇の処分

①お寺に引き取ってもらう
・先祖の墓がある寺（菩提寺）がある場合、供養をした後に引き取っていただける
・お寺によっては、菩提寺の関係でなくても仏壇の引取りや供養を行っていることも

②仏具店に引き取ってもらう
・仏具店では、供養から処分までを一括で行ってくれるところもある

③粗大ごみとして処分する
・自治体や仏壇の大きさによって処理手数料が異なる
・小さく解体すれば燃えるごみでも可能

※空き家の家財等をまとめて処分している事業者も最近は増えています

図 11 アンケート別紙（青紙）…空き家の定期的な点検・維持管理に関する情報提供

アンケート別紙（青紙）

問 4 回答番号 4（将来、自分または家族・親族が住む予定）の方へ

問 7 回答番号 2（宅地建物取引業者の紹介を希望しない）の方へ

「定期的な点検」を行い、適切に管理しましょう！

定期的な点検とお手入れを月 1 回程度は実施しましょう。
また、大雨、台風、地震、大寒波への備え、その後の点検を行いましょう。
空き家の適切な維持管理が、今後の「活用（売却・賃貸等）」へつながります。

主な点検及び手入れ箇所（一例）

※「凍結破裂による漏水」「漏電による火災」防止のため、**電気・水道・ガスは必ず閉栓**等しましょう。
※ 上記は一例であり、住宅によって、点検・手入れの必要箇所が異なる場合があります。

遠方に住んでいるため、定期的な点検や手入れができない場合は、どうすればいいの？

「遠方に住んでいる」、「施設に入所している」などの理由により、自身で定期的に点検やお手入れが困難な場合などは、民間事業者が実施している「空き家管理サービス」を利用し、適切な管理を行うことも 1 つの方法です。

①-2 空き家所有者の同意取得

相続登記や家財処分が終わっている回答者に対して、アンケート調査（問7）で「宅地建物取引業者の紹介の意向」について尋ね、「宅地建物取引業者の紹介を希望する」を選択した回答者に対して、後日、「宅地建物取引業者紹介制度」チラシを送付した。

図 12 「川崎町と（公社）福岡県宅地建物取引業協会が提供する宅地建物取引業者紹介制度」チラシ

川崎町と(公社)福岡県宅地建物取引業協会 が提供する宅地建物取引業者紹介制度



空き家を放置すると傷みが進行し、改修や修繕、草木の除去にかかる費用が大きくなります。自身での定期的な管理が難しい場合は、「宅地建物取引業者紹介制度」を利用し、早めの活用を検討しましょう。

(公社)福岡県宅地建物取引業協会とは

公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会（以下、「宅建協会」という。）は、**安心と信頼の絆「ハトマーク」**宅地建物の安定した供給や適正な流通を確保し、業界の発展と県民の住生活の安定・向上に寄与することを目的として設立され、平成 29 年に創立 50 周年を迎えました。

右の「ハトマーク」は、宅建協会のシンボルです。宅建協会に加盟する宅地建物取引業者のお店には、このハトマークのステッカーが貼ってあります。



申込の流れ



① 申込者(空き家所有者)は、町へ「空き家活用に関する情報提供同意書(別紙)」を送ってください

② 町は、申込者(空き家所有者)へ連絡し、相談内容の聞き取りをします

③ 町は、「空き家活用に関する情報提供同意書(別紙)」を宅建協会へ情報提供します

④ 宅建協会は、申込者(空き家所有者)に宅建協会の会員(宅地建物取引業者)を紹介します。

必ずお読みください

- 「空き家活用に関する情報提供同意書(別紙)」に記載された個人情報、本業務の目的以外には利用いたしません。
- 町内に空き家を所有している人が対象となります。また、申し込み時点で、専属専任**媒介**^(注)契約、専任媒介契約、一般媒介契約のいずれの契約も締結されていない空き家が対象となります。
(注) 媒介とは、仲介のことをいいます。
- 空き家の売買や賃貸等の交渉・媒介契約は、**宅建協会の会員(宅地建物取引業者)**と空き家所有者(管理者)の話し合いのもとに行っていただきます。
- 町は「空き家活用に関する情報提供同意書(別紙)」を**宅建協会の会員(宅地建物取引業者)**へ情報提供しますが、空き家の売買や賃貸等の交渉・媒介契約については、直接これに関与いたしません。
- 必ず売買・賃貸できるとは限りません。ご希望に沿えないこともございますので、あらかじめご了承ください。
- 媒介契約が成立した場合は、手数料が必要となります。また、物件によっては現地調査等に関連して別途費用が発生する場合があります。詳しくは、依頼する宅地建物取引業者にご確認ください。
- その他、ご不明な点は、町にご連絡ください。

「宅地建物取引業者紹介制度」チラシに合わせて「空き家活用に関する情報提供同意書」を送付した。同意書では、町で所有している空き家の概要（所在地、建物概要）を事前に記載するなど、所有者（申込者）の記入負担の軽減を図った。

図 13 空き家活用に関する情報提供同意書

No. _____

空き家活用に関する情報提供同意書

平成 年 月 日

川崎町長 殿

私は、所有している空き家の①不動産取引、②川崎町空き家バンク(平成30年4月開設予定)への掲載を希望するため、(公社)福岡県宅地建物取引業協会(以下、「宅建協会」という。)に、以下の情報を提供することに同意します。

《申込者》

住所	〒		
氏名 (署名)		生年月日	(大・昭・平) 年 月 日
自宅 電話番号		携帯番号	
F A X		メール アドレス	

《空き家の詳細》 ※現在、川崎町で把握している空き家の概要です。
※ご確認いただき、現状と異なる場合は、朱書きで訂正をお願いします。

空き家の所在地	川崎町〇〇〇 (差し込み印刷/町で入力)		
建物概要	建物種別	木造・鉄骨造・その他 (造) (階建)	
	面積	建物延床面積	m ² (坪)
		敷地面積	m ² (坪)
建築時期	(大正・昭和・平成) 年 月 頃		

《ご希望の相談日時》 ※後日、宅建協会の会員(宅地建物取引業者)からご連絡します。

現地相談希望日	第一希望日 月 日頃 / 第二希望日 月 日頃
ご希望の活用意向	売りたい ・ 貸したい ・ 売る/貸すのいずれか
相談したい内容	

※本人(空き家所有者)以外で本同意書の提出をご希望の方は、所有者の委任状も合わせてご提出ください。
 ※町が本同意書の申込者名と建物所有者情報を整合し、本受付となります。
 ※町と宅建協会は、空き家の利活用促進のために連携し、空き家対策を実施するため、本同意書を共有します。
 また、本同意書は、物件の売却依頼書(媒介契約書)ではありません。

①-3 町民向けパンフレットの作成

空き家の活用を促すような未来志向のタイトルとし、「空き家の引き継ぎ」、「空き家の管理」、「空き家の活用」といった空き家活用に関する必要な情報が分かるような構成とした。

図 14 町民向けパンフレットの表紙



図 15 町民向けパンフレット（一部抜粋）

空き家をしっかり引き継ぎましょう

まずは、相続登記がなされているかを確認し、きちんと不動産登記の手続きを済ませておきましょう。また、生前に住まいをどのように引き継ぐか決めておくことは、後々のトラブル防止のためにも重要です。

現在の不動産登記を確認し、相続登記を済ませましょう！

不動産登記は、土地や建物の権利を証明する唯一の手段です。相続した不動産を売買するためには、相続登記（②）を済ませておく必要がありますが、相続登記がされず、前所有者（故人等）の名義のままになっていることがあります。まず、福岡法務局田川支局で、現在の登記がきちんと現所有者になっているかを確認し、将来のトラブルを避けるためにも、きちんと相続登記を済ませておきましょう。

（注）：相続登記とは、相続を原因とする不動産所有権の移転登記のことです。

不動産登記の確認・手続きは福岡法務局田川支局へ（P7参照）
相続に関するご相談は福岡県司法書士会へ（P7参照）

相続には順番があります！

法定相続の基本的な順番は、右図のようになります。配偶者は必ず相続人となり、子（子が既に亡くなっている場合には孫）が第1順位の相続人となります。第1順位の人がない場合は、第2順位の人が相続人となります。なお、遺言があった場合は遺言書の内容が優先されます。

遺言書を書いておきましょう！

遺言書に書かれた内容は、法定相続より優先されます。きちんと遺言書を残し、誰に不動産を引き継いでもらいたいかを明確にしておきましょう。

遺言に関するご相談は福岡県司法書士会へ（P7参照）

今のうち（生存中）に対策することができます！

認知症などの理由で判断能力が不十分になってしまうと、不動産や預貯金などの財産管理や遺産分割協議、介護施設等への入所の契約をする必要があっても、自分ですることが難しい場合があります。

【成年後見制度】
認知症等で判断能力が不十分な人が不利益を被らないように、家庭裁判所に申し立てをし、法律面や生活面、財産管理の援助を行わしめてもらう制度です。※本人を保護する必要性から、自宅の売却には家庭裁判所の許可が必要です。

【家族信託】
あらかじめ契約等により、不動産や預貯金等の財産管理を家族に託すことで、認知症になっても継続して管理を行うことができます。さらに、死亡以降の管理方法や継承先も決めることができます。※成年後見人をつけない、信託契約の内容に従って、受託者が自宅を売却することができます。

ご相談は（公社）成年後見センター・リーガルサポート福岡支部などへ（P7参照）
ご相談は福岡県司法書士会へ（P7参照）

空き家を適切に管理しましょう

空き家を放置すると、周囲の生活環境に影響を及ぼすおそれがあります。空き家を適切に管理していくためには、定期的に空き家の状態を点検し、手入れを行うことが大切です。また、何か問題が発生した場合に対応できるように、地元自治会や近隣の方に連絡先を伝えておくこと、地域の安心にもつながります。

定期的な点検が重要です！

定期的な点検とお手入れを月1回程度は実施しましょう。また、大雨、台風、地震、大雪への備え、その後の点検を行いましょう。空き家の適切な維持管理が、今後の「活用（売却・賃貸等）」へつながります。

主な点検及び手入れ箇所（一例）

※「凍結破裂による漏水」、「漏電による火災」防止のため、電気・水道・ガスは必ず閉栓等しましょう。
※上記は一例であり、住宅によって、点検・手入れの必要箇所が異なる場合があります。

遠方に住んでいて定期的な点検や手入れができない場合は、どうすればいいの？

民間事業者のサービスを利用する方法があります

「遠方に住んでいる」、「施設に入所している」などの理由により、ご自身の定期的な点検やお手入れが困難な場合は、民間事業者が実施している「空き家管理サービス」を利用し、適切な維持管理を行うことも1つの方法です。

①-4 町民向け空き家活用セミナーの開催

町民向けに空き家活用セミナーと個別相談会を平成30年2月17日に開催した。講演会講師と個別相談会相談員は、福岡県司法書士会に協力を依頼し、講演会には19人の参加があり、個別相談会では1組の相談があった。

図 16 セミナー参加者アンケート結果（抜粋）

【参考になった講義内容は何か（複数回答）】

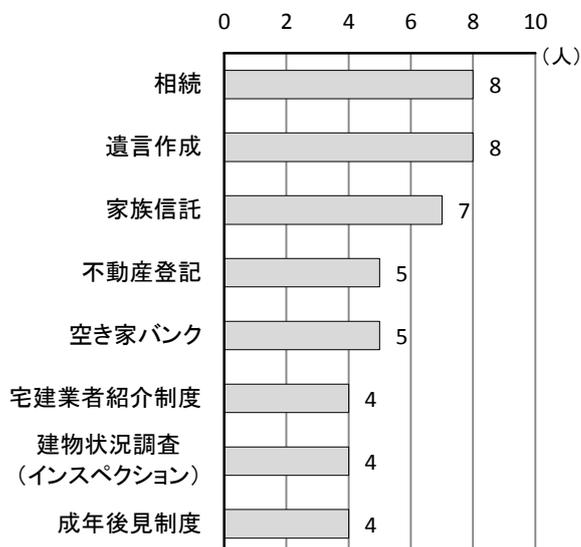


写真 1 空き家活用セミナー



図 17 空き家活用セミナーのチラシ

空き家について考えてみよう

空き家活用セミナー

空き家を考える第一歩

相続がよくわからないけれど、このままでいいのだろうか??

自宅を将来どうしたらいいのかしら...??

定員100名
参加無料
当日参加OK!

日時 平成30年2月17日(土) 13:30~16:30

場所 川崎町コミュニティセンター 多目的ホール (受付)13:00~
(福岡県田川郡川崎町大字田原786番地の2)

1部 講演会 13:30-14:30

「空き家にしない！家の相続
～自宅の相続について考えてみよう～」

福岡県司法書士会 小原 俊治氏
OHARA SHUNJI

2部 宅地建物取引業者紹介制度について 14:35-15:05

[紹介までの流れ]

①申し込み (情報提供同意) 空き家所有者 → ④宅建業者を紹介

②聞き取り (相談内容) 川崎町 → ③情報提供 (公社)宅建協会

まずは、町役場にご相談ください！

川崎町 企画情報課

「宅地建物取引業者紹介制度」は、町内にある空き家の売却または賃貸を希望する方の申し込み(情報提供同意書)に基づいて、町と連携する(公社)福岡県宅地建物取引業協会の会員(宅地建物取引業者)を紹介する制度です。

3部 空き家に関する困りごと個別相談会 15:15-16:30

◎専門家(司法書士)に直接相談できます

- ・相続や遺言について
- ・成年後見、家族信託に関すること など

◎宅地建物取引業者紹介制度のご相談もできます

- ・紹介制度の申し込みについて

先着4組限定※

※相談時間の目安:30分
※事前申し込みが必要です(裏面参照)

申込みは、お電話、E-mail、裏面FAXにて受付

電話での申込み・問合せ 川崎町役場 企画情報課 企画係

電話 0947-72-3000
受付時間 / 9:00~17:00【平日のみ】

E-mail kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp

主催 / 川崎町
協力 / (公社)福岡県宅地建物取引業協会、福岡県司法書士会

②所有者情報の外部提供

②-1 町から民間事業者に提供する調査報告書の作成

宅地建物取引業者の紹介を希望する所有者情報を町から宅地建物取引業者に提供する際に、「都市計画」や「接面道路の判定状況」、「インフラ」など重要事項説明に必要な情報のうち、町で把握している情報を提供するための書式（調査報告書）を作成した。

図 18 調査報告書

調査報告書					
下記調査票のとおり報告します					
					第 〇〇 号
平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日					
公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会					
〇〇 殿			川崎 町 〇〇〇〇課長 印		
1 物件所在地	福岡県 田川郡川崎町				
2 都市計画区域	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域 外				
3 用途地域	<input type="checkbox"/> () 指定建ぺい率 % 指定容積率 %				
4 防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 法第22条区域 <input type="checkbox"/> 指定なし				
5 最低敷地面積	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (〇〇 m ²)				
6 外壁の後退距離	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (〇〇 m)				
7 高さ制限	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (〇〇 m)				
8 都市計画施設市街地開発事業(都計法53条)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 道路 (幅員 〇〇 m) <input type="checkbox"/> その他 ()				区域内建築物 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
9 土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 要確認				
10 その他の地区・地域	① 高度地区 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内 (種 〇〇 m) ② 高度利用地区 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内 ③ 風致地区 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内 ④ 臨港地区 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内 ⑤ 区画整理 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内 ⑥ 下水道処理 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内 ⑦ 災害危険区域 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 内 ⑧ 地区計画 () 建築基準法第68条の2の条例の制定 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⑨ 特別用途地区 () ⑩ その他 ()				
11 建物登記	<input type="checkbox"/> 未登記 <input type="checkbox"/> 登記済				
12 接道状況	接道方向	公・私道の別	(認定番号・道路番号)	幅員	接面道路の種類* (注1)
	側	町道	線	m	
	側		線	m	
	側		線	m	
* 道路判定の種類					
ア . 建築基準法第42条第1項第1号の道路 イ . 同条第1項第2号の道路 ウ . 同条第1項第3号の道路 エ . 同条第1項第4号の道路 オ . 同条第1項第5号の道路(位置指定道路) [指定番号 : 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 第 〇〇 号] カ . 同条第2項道路 キ . 建築基準法第42条の道路に該当しない ク . 未判定(注2)					
【 備考欄 】					
13 設備状況(注3)	① 水道 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 () ② 下水道 <input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽 <input type="checkbox"/> 無				

(注1) 接面道路の種類は、特定行政庁による道路判定について、町で把握している情報を提供するものです。

道路判定の詳細については、特定行政庁(所管の県土整備事務所 建築指導課)へお問い合わせください。

(注2) 当該道路は、特定行政庁において、ア～キのいずれに該当するか、道路判定が行われていない道路になります。

接面道路の種類については、特定行政庁(所管の県土整備事務所 建築指導課)へお問い合わせください。

(注3) 設備状況については、町で把握している情報を提供するものです。

その他の設備状況(電気、ガス、トイレ等)については、現地確認をお願い致します。

②-2 外部提供マニュアルの作成

空き家所有者への対応や所有者情報の外部提供等について、町役場内で引き継ぎ・共有できるよう、主に町職員向けの外部提供マニュアルを作成した。

図 19 外部提供マニュアルの構成（目次）

1. はじめに
2. 所有者情報の外部提供に係る実施体制
(1) 国土交通省のガイドライン(試案)に示された基本スキーム
(2) 川崎町における実施スキーム
3. 空き家所有者への意向確認
(1) 意向確認調査の対象設定
(2) 意向確認アンケート調査票の作成
(3) 調査結果の整理と対応
4. 所有者情報の外部提供に関する同意取得
(1) 同意書等の作成
(2) 所有者の同意取得
(3) 調査報告書の作成
5. 所有者情報の外部提供
(1) 宅地建物取引業者の選定
(2) 同意書等の送付
(3) 媒介契約
6. 空き家情報の可視化と発信
(1) 賃貸・売買不動産情報サイト「ふれんず」との連携
(2) 川崎町空き家バンクホームページにおける情報発信

③市場における空き家流通

③-1 建物情報の可視化

媒介業者は、所有者に対してインスペクションを斡旋するとともに、検査結果の概要を「ふれんず」の物件情報の掲載ページに公開し、空き家の建物情報の可視化を行う仕組みとした。

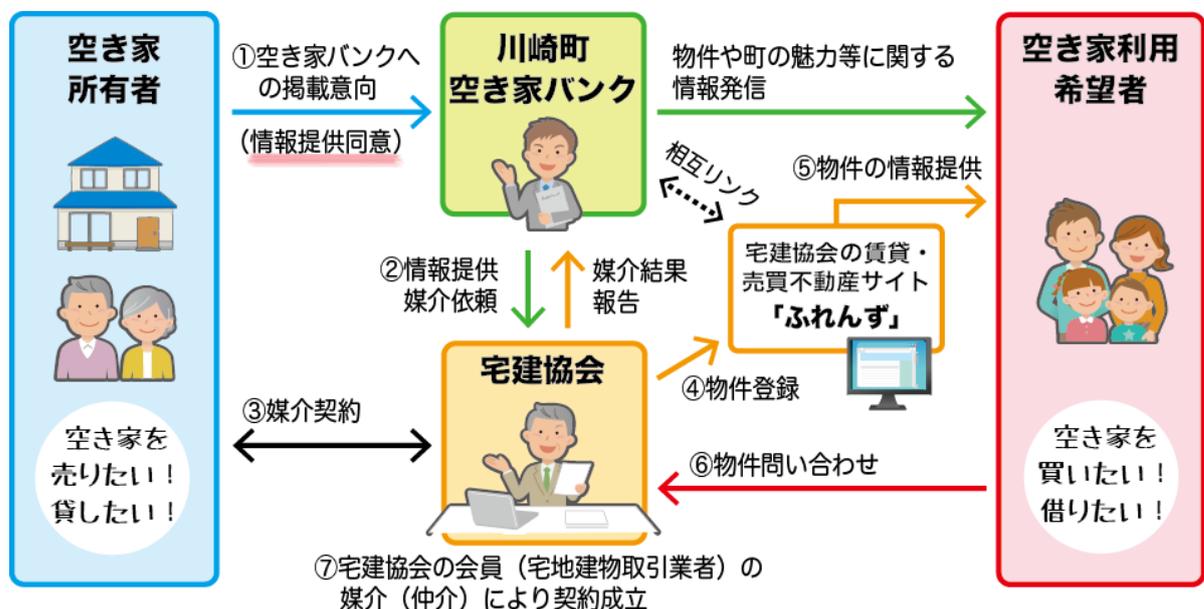
図 20 「ふれんず」における物件表示のイメージ



③-2 検索機能の強化と空き家バンクの開設

空き家利用希望者が物件を効率的かつ効果的に検索できるよう、「ふれんず」と町役場ホームページを相互リンクさせ、ホームページ上で「買う」「借りる」のアイコンをクリックすることで、「ふれんず」で公開されている物件詳細情報を閲覧できるよう構築した。

図 21 「ふれんず」と川崎町空き家バンクの関係



3. 評価と課題

①意向確認・同意取得

①-1 空き家所有者意向確認アンケートの作成・調査の実施

【評価】

平成 28 年度に実施した空き家所有者のアンケートの回収率(約 34%)に対して、本事業における空き家所有者意向確認アンケートの回収率は、約 45% (前回比約 10 ポイント増)であった。アンケートかがみ文書や調査票の工夫等による一定の効果があつたものとする。

【課題】

1) アンケート回収率の向上

活用可能な空き家の掘り起しのためには、さらなる回収率の向上が求められる。例えば、税関係の部署からの郵送物に合わせてアンケート調査を実施することや、平成 28 年度にも所有者を対象にアンケート調査を実施していたことから、その調査との違いや趣旨をアンケートかがみ等で明確に伝えること等の工夫が考えられる。

2) アンケート調査選択肢の改善

問 1-1 は、アンケートを受け取った者が調査対象建物を所有していない場合に、集計・分析対象外とする意図で選択肢を設けていたが、「現在も住んでいる」、「倉庫で使用している」、「入院、入所している」など、空き家でない状況を選ぶことができなかった。そのため、以下のように改善することが考えられる。(図 22、図 23 参照)

図 22 問 1-1 の現状

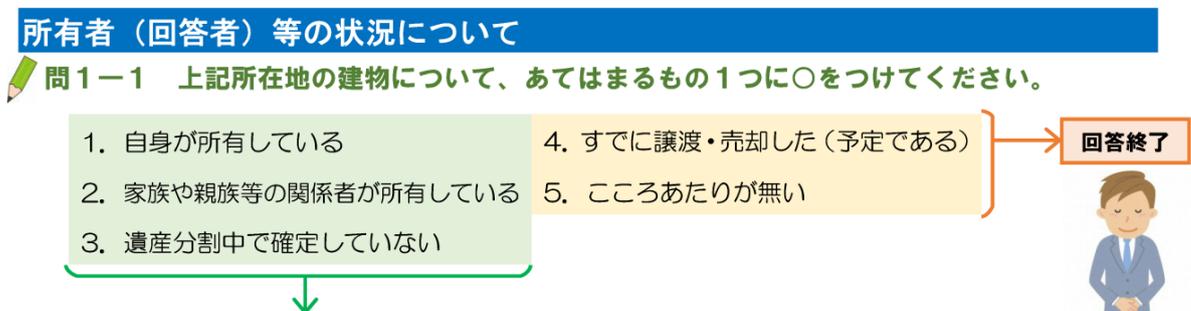
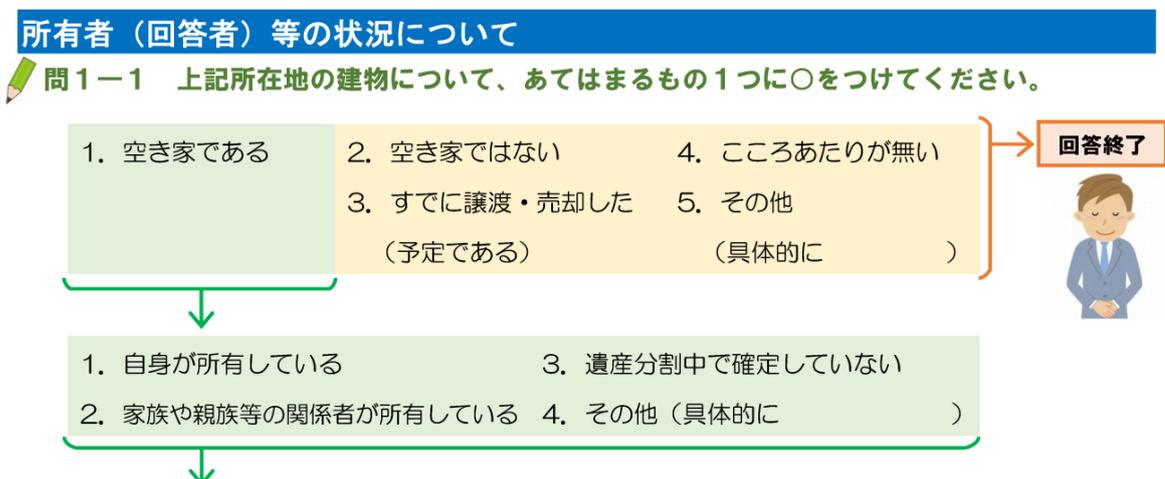


図 23 問 1-1 の改善例



問4では、売買・賃貸の意向について、まだはっきりと方針を決めていない人が回答し難い設問・選択肢となっていたことが推測される。意向確認の工夫として、「まだ活用の方向性を決めていない」というようなグレーゾーンの意向の所有者の受け皿となる選択肢を設けることや、売買・賃貸希望以外の所有者について「回答終了」とせずに、すべての回答者を問5以降の設問へ進むようにするなど、広く活用意向を拾うことができるアンケート設計とすることが考えられる。(図24、図25参照)

図24 問4の現状

対象建物の今後の予定について

問4 対象建物の今後の予定について、どのように考えていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 売りたい	4. 将来、自分または家族・親族が住む予定
2. 貸したい	5. その他
3. 売る・貸すのいずれかを考えている	(具体的に)

回答終了

同封の【アンケート別紙(青紙)】を参考に適切な維持管理を心がけましょう!

図25 問4の改善例

対象建物の今後の予定について

問4 対象建物の今後の予定について、どのように考えていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 売りたい	5. 将来、自分または家族・親族が住む予定
2. 貸したい	6. その他
3. 売る・貸すのいずれかを考えている	(具体的に)
4. まだ活用の方向性を決めていない	

3) 空き家活用に向けた働きかけ

アンケート調査で売買・賃貸の意向があり、かつ、相続登記や家財処分が済んでいた5件のうち、最終的に宅地建物取引業者の紹介を希望したものは3件であった。宅地建物取引業者の紹介を希望する人を増やしていくには、その前段階である「売却・賃貸の意向がある人」や「活用準備ができていない人」を増やしていくような働きかけが必要である。

①-2 空き家所有者の同意取得

【評価】

アンケート調査で不動産事業者の紹介を希望した3件について、道路確認の結果が良好であった2件に同意書等を送付し、2件から同意を取得した。

【課題】

同意書の提出は、空き家の賃貸・売買の不動産取引および空き家バンクへの登録が前提であるため、同意取得の時点でミスリードしないことが重要である。同意書を不動産事業者へ提供する前に、空き家所有者の活用意志について最終確認することが大切である。

①-3 町民向けパンフレットの作成

【評価】

検討会の構成団体と連携し、空き家所有者のみならず町民全体に対して重点的に周知すべき事項（空き家を放置することのリスクや、相続における生前対策、相続登記の促進、家財の整理、管理・活用方法等）を効果的に周知する町民向けパンフレットを作成することができた。

①-4 町民向け空き家活用セミナーの開催

【評価】

県司法書士会、県宅建協会の協力のもとに、空き家活用セミナーを開催することができた。参加者から、「相続・遺言作成」「家族信託」等が、参考になった講義内容として挙げられ、本セミナーについて「参考になった」「勉強になった」等の感想が寄せられた。

②所有者情報の外部提供

②-1 町から不動産事業者に提供する調査報告書の作成

【評価】

町から県宅建協会へ所有者情報を提供する際、同意書に加えて、媒介契約時の重要事項説明で必要な情報のうち、町で把握している情報（都市計画、接面道路の判定状況、インフラ等）をまとめた調査報告書を添えて情報提供することができた。所有者情報以外の物件情報も含めて、町で把握している情報を提供することは、官民連携の観点から効果的な情報提供であると考えられる。

【課題】

本事業で作成した調査報告書は、「建物登記」の有無をチェックするように作成しているが、「建物(空家)は所有しているが、土地は借地」というケースがあった。不動産事業者へ情報提供する際に、これらの情報も見える化できるように、「土地登記」の有無をチェックする欄を設ける等、改善する必要がある。

②-2 外部提供マニュアルの作成

【評価】

空き家所有者の意向確認や所有者情報の外部提供等の手順や留意点について、町職員向けの「所有者情報の外部提供マニュアル」として整理し、共有することができた。今後は取り組みの手引きとして使用することが望ましいと考える。

③市場における空き家流通

③－1 建物情報の可視化

【評価】

媒介業者が、売却を希望する空き家所有者(売主)に対してインスペクションの斡旋を行い、媒介契約に先立ってインスペクションを実施することができた。

また、県宅建協会と連携し、インスペクション結果について、「検査結果表」を空き家バンクの物件掲載ページに公開するシステムを設計し、建物情報の可視化を行う仕組みを構築することができた。

③－2 検索機能の強化と空き家バンクの開設

【評価】

県宅建協会と連携し、「ふれんず」と町ホームページを相互リンクさせた「空き家バンク」を構築することができた。町が掘り起こした所有者情報を不動産事業者へ外部提供し、当該不動産事業者が「ふれんず」に物件を掲載することで、広く消費者が物件詳細情報を閲覧できる仕組みを構築できた。

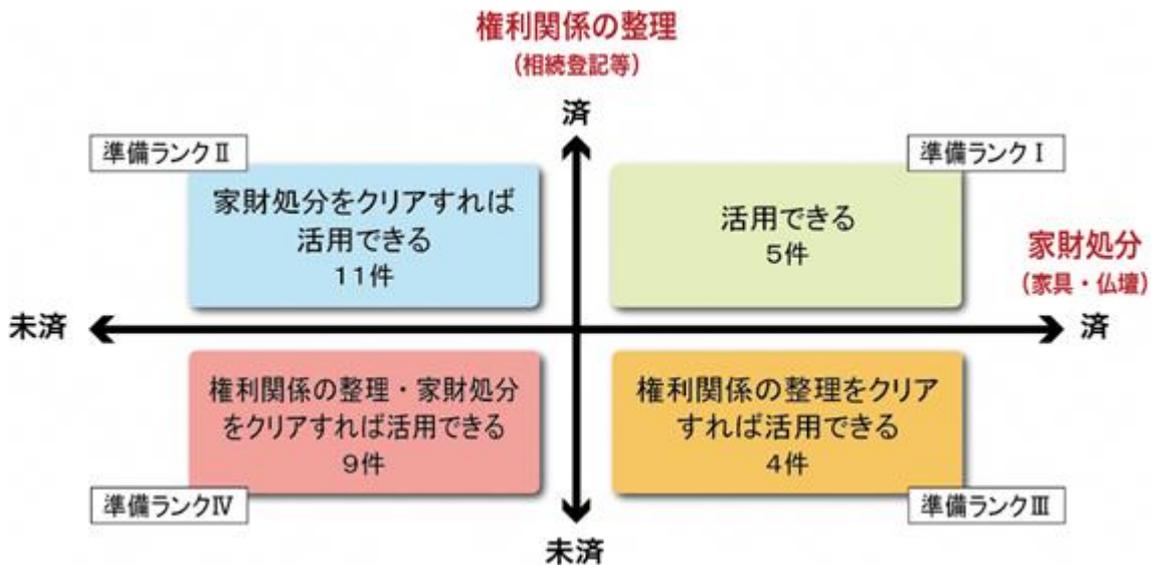
4. 今後の展開

本事業では、町が掘り起こした所有者情報を不動産事業者へ外部提供し、不動産事業者が「ふれんず」に物件を掲載することで、広く消費者に物件情報を発信し、物件を市場流通に乗せる流れを、一連のスキームとして構築した。今後、空き家バンクの運用と合わせて、一連のスキームを運用していく中で、以下のような対応を図っていく予定である。

(1) 空き家活用準備状況に応じた働きかけの実施

空き家の利活用を促進するためには、「売却・賃貸の意向がある人」や「活用準備ができていない人」を増やしていくような働きかけが必要である。売却・賃貸の意向が得られた物件は、空き家活用準備状況（権利関係の整理、家財処分）について、以下のように4つに分類される。（図26参照）今後、各準備状況に応じた対応を行い、所有者の同意取得・不動産事業者への情報提供につなげていく。

図26 空き家活用の準備状況（図7を再掲）



準備ランク I …活用できる

空き家所有者が安心して取引できるよう、宅地建物取引業者の紹介を希望する場合には、町と県宅建協会が連携して信頼できる宅地建物取引業者を紹介する。

【対応案】

- ・「川崎町と（公社）福岡県宅地建物取引業協会が提供する宅地建物取引業者紹介制度」の利用促進
- ・「川崎町空き家バンク制度」に関する情報提供の実施

準備ランクⅡ …家財処分をクリアすれば活用できる

権利関係が整理済みで家財処分が終わっていない状況である。家財処分は所有者負担で行うことが原則であるが、家財処分方法に関する情報提供や家財処分助成費など、家財処分のきっかけづくりが求められる。来年度は、家財処分に係る費用に対する補助（数件程度）を準備することで、活用につなげていく予定である。

【対応案】

- ・家財処分助成費による対応

準備ランクⅢ …権利関係の整理をクリアすれば活用できる

家財整理済みで権利関係の整理が終わっていない状況である。相続登記などの権利関係の整理は複雑な場合もあることから、できる限り早期に着手することが望まれる。

そのため、所有者に対して情報提供などの働きかけを行うとともに、必要な場合は専門家派遣を行うなど、継続的にフォローを行うことが必要である。

【対応案】

- ・不動産登記や相続等の相談への対応（福岡法務局田川支局、福岡県司法書士会等との連携）

準備ランクⅣ …権利関係の整理、かつ、家財処分をクリアすれば活用できる

上記の「準備ランクⅡ」及び「準備ランクⅢ」に同じ。

（２）市場における流通促進

売り手と買い手（貸し手と借り手）が安心できる取引環境を整備するために、インスペクション実施は重要であるが、検査費用が所有者負担となる点が課題として挙げられる。来年度は、インスペクションの検査費用に対する補助金を準備（数件程度）することで、市場における流通を図る予定である。

【対応案】

- ・建物状況調査（インスペクション）の検査費用補助による対応

■ 本事業の担当部署・担当者			
担当部署	川崎町企画情報課		
担当者	原田 知広		
連絡先	住所	〒872-8501	福岡県田川郡川崎町大字田原789-2
	電話	0947-72-3000（代表）	
ホームページ	http:// www.town-kawasaki.com/		